

指定管理候補事業者の選定方法（案）

指定申請のあった事業者について、提出された事業計画書等及びプレゼンテーションに基づき、以下のとおり評価し選定する。

○評価方法

a. 応募者が2者以上であった場合の評価方法

(ア) 選定基準〔別紙4〕の(1)～(12)までの評価項目について、委員による評価を行う。下表の「判断基準」に基づき、AからEまでの評価を付け、評価に対して各選定項目の配点に基づき、「得点化方法」に示すとおり計算を行い、応募者の得点を算出する。

評価	判断基準	得点化方法
A	選定項目が特に優れている/特に評価できる	配点×1.00
B	選定項目が優れている/評価できる	配点×0.75
C	選定項目が標準的である	配点×0.50
D	選定項目がやや物足りない/あまり評価できない	配点×0.25
E	選定項目が物足りない/評価できない	配点×0.00

(イ) (13) については、5点を満点とし、県の積算した指定管理料の上限額と応募者の提案価格の割合で得点を計算する。(小数点第三位未満切り捨て)

【計算式】

$$\text{価格点} = 5 \text{点} \times \left\{ 1 - \left(\frac{\text{応募者の提案価格}}{\text{県の指定管理上限額}} \right) \right\}$$

(ウ) (14)～(17)については、奈良県公契約条例に基づき、応募事業者の選定にあたって社会的な価値の実現及び向上に対する寄与度について審査することとし、以下の基準に基づいて、算出する。

○障害者の雇用状況

法定事業者	障害者雇用率 3.5%以上	2点
	不足人数なし	1点
	不足人数あり	0点
その他の事業者	障害者の雇用がある	2点
	障害者の雇用がない	0点

※グループで応募する場合、グループの障害者雇用率＝（各構成員の雇用する障害者数の合計/構成員の従業員数の合計）により評価する。

グループの障害者雇用率 3.5%以上	2点
グループの障害者雇用率 2.3%以上 3.5%未満	1点
グループの障害者雇用率 2.3%未満	0点

○奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業の登録

ある	2点
ない	0点

※グループで応募する場合、構成員のうち1者以上に該当があれば評価する。

○保護観察対象者等雇用状況

協力雇用主登録 （下記に該当する場合、重複しての加算はなし）	ある	0.2点
	ない	0点
更生保護法第48条の保護観察中のもの、 又は同法第85条の更生緊急保護中の者の 雇用	ある	2点
	ない	0点

※グループで応募する場合、グループ全体の障害者雇用率により評価する。

○公契約条例違反の有無

過去3年間に、公契約条例違反により、過料又は入札参加資格停止措置があれば、その回数×2点を減点。

※グループで応募する場合、グループ全体で6点まで減点。

(エ) (ア)、(イ)、(ウ)で算出した得点を合計し、応募者の得点を計算する。

(オ) 各審査委員の得点を合計した合計得点（100点×5名＝500点満点）の最も高い者を候補事業者として選定する。

ただし、応募事業者の得点が評価項目(1)～(12)までの合計得点（89点×5名＝445点）の、50%に達成しない場合、（222.5点以下の場合）は、候補者を選定しない。

b. 応募者が1者であった場合の評価方法

(ア) 審査委員は、(1)～(12)の各評価項目について、a.(ア)の方法で評価し、応募者の得点を算出する。

(イ) 各審査委員の得点を合計した合計得点（89点×5名＝445点）の50%以上（222.5点以上）出会った場合、応募者を候補事業者として選定する。（50%未満であった場合は選定しない）